

留意事項

資格取得要件

1. 任意継続被保険者（以下、被保険者）として資格取得するには、資格喪失日（退職日の翌日）の前日まで、継続して 2 ヶ月以上の被保険者期間であったことが条件となります。
2. 申出期限は資格喪失日から 20 日以内です。
3. 申出書に記入漏れがある場合は、返却する場合があります。

資格喪失要件

被保険者の資格期間は、被保険者資格取得日より最長 2 年間です。資格が喪失する場合は次項のとおりで、資格喪失日は(1)、(2)、(4)がその翌日、(3)が当日、(5)が申出書を組合が受理した日の翌月 1 日となります。

- (1) 被保険者となった日から 2 年が経過。
- (2) 被保険者が死亡。
- (3) 健康保険、船員保険及び共済組合の被保険者資格を取得。
- (4) 保険料を納付期間内に納付しなかった。（保険料の納付期限は、初月分を除いて毎月 10 日です。）
- (5) 任意継続被保険者でなくなることを組合に申し出た。

※ 国民健康保険に加入したい方は、(4)もしくは(5)で資格喪失後、組合から送付する資格喪失通知書を国民健康保険窓口を持参のうえ、国民健康保険の加入手続きをして下さい。

保険料の算出・納付方法

1. 保険料額については次のとおりです。
 - (1) 事業主負担額と、個人負担額の合算となります。
 - (2) 保険料は、資格喪失したときの標準報酬月額で算出します。但し、資格喪失時の標準報酬月額が組合の平均より高い場合は、組合平均で算出します。また、満 40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険料も併せて納付いただくことになります。

〔保険料算出式〕

標準報酬月額×一般保険料率＝一般保険料

標準報酬月額×介護保険料率＝介護保険料

〔 組合平均は、9 月末全被保険者の標準報酬月額を平均し、翌年 4 月より 1 年間使用します。〕

2. 保険料納付方法は、毎月 10 日に、前日の最終残高から口座振替による自動引落です。前日の残高が不足したことによる保険料の未納は、資格喪失要件(4)に該当し、資格が喪失となりますのでご注意ください。
また、銀行の事務手続き上、初月分（場合によってはその翌月分も）は口座振替ではなく、組合より送付いたします納付書で納付して下さい。

前納制度について

1. 加入の際、資格取得月の翌月保険料分から、年度内の 9 月又は 3 月までの分を前納することが出来ます。
2. 希望される場合は、申出書の前納希望欄の 9 月又は 3 月に○をして下さい。
3. 保険料額は、年 4 分の利率による複利減価法で割引されます。（前納月数で異なります。）
4. 前納方法は、当組合から送付する初月分納付書に記載されておりますので、案内に基づき、金融機関より納付して下さい。
5. 健康保険法により、前納納付期限が資格取得月の末日（末日が土日祝日の場合、翌営業日）とされる関係上、一部前納希望が受付出来ない場合があります。

※ 注意事項

前納した保険料は、資格喪失要件が(2)(3)(5)の場合、資格喪失月まで経過月分として保険料納付済となるため、還付出来ません。ただし、前納期間中に未経過月分がある場合は還付されます。

その他

1. 指定振替口座などの変更手続は、別途用紙の提出が必要となります。
2. 資格期間満了により資格喪失された方は、組合から資格喪失日（土、日、祝日の場合は翌日）以降に、資格喪失通知書を送付いたします。
3. 任意継続被保険者でなくなることを希望される場合は、①任意継続被保険者資格喪失申出書を組合まで送付してください。資格喪失日は、申出書を組合が受理した日の翌月 1 日になります。
4. 再就職により新たに社会保険に加入した場合は、①任意継続被保険者資格喪失申出書に②当組合が交付した健康保険資格確認書（交付された方のみ）を添付していただくと共に、新たに加入した社会保険の資格取得日を確認するため、③就職先より交付された資格情報のお知らせの写し、健康保険資格確認書の写し、資格取得届の控え（就職先が保有）の写しのいずれか 1 点を組合まで送付してください。
5. 住所が変わった場合は、組合にご連絡下さい。
6. この用紙は、大切に保管して下さい。